

令和6年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和6年5月17日（金）午前9時30分から午前10時25分まで

○場 所 教育委員会室

○日 程

日程第 1（議案第26号） 相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について（市民局）

日程第 2（議案第27号） 令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第1号）について（教育局）

日程第 3（報告第16号） 光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について（学務課）

日程第 4（報告第17号） 公民館長の委嘱について（生涯学習課）

○出席者（6名）

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

○説明のために出席した者

教 育 局 長 河 崎 利 之 学校給食・規模適正化 有 本 秀 美  
担 当 部 長

学 校 教 育 部 長 農 上 勝 也 生涯学習部長 鈴 木 秀 太 郎

ス ポ ー ツ ・ 文 化 担 当 部 長 齋 藤 み ゆ き 教 育 局 参 事 沖 本 健 二  
担 当 部 長 兼 教 育 総 務 室 長

教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹 的 場 秀 剛 教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹 角 田 直 樹  
（ 総 務 企 画 班 ） （ 人 事 給 与 班 ）

教 育 総 務 室 主 査 齋 藤 竜 太 教 育 局 参 事 官 澤 正 樹  
兼 学 務 課 長

学 務 課 担 当 課 長 一 之 瀬 素 弘 学 務 課 担 当 課 長 三 浦 義 光  
（ 学 務 班 ） （ 学 校 経 理 班 ）

学 校 教 育 課 長 三 谷 将 史 学 校 施 設 課 長 布 川 享

学校施設課担当課長  
(機械設備班) 田 中 伸 也 生涯学習部参事  
兼生涯学習課長 松 本 隆 人

生涯学習課担当課長  
(公民館支援班) 佐 藤 正 章 スポーツ推進課長 加 藤 千 恵 子

○事務局職員出席者

教育総務室主査 栗 原 明 伸 教育総務室主任 阿 部 恵 理

---

口開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和6年相模原市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、白石委員と、私、鈴木を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。本日の会議の日程1、議案第26号、「相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について」、日程2、議案第27号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第1号)について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程1、日程2については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

---

口光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について

◎鈴木教育長 はじめに、日程3、報告第16号、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○宮澤学務課長 報告第16号、光が丘周辺地小・中学校の学習環境のあり方について、ご報告を申し上げます。

報告第16号別紙、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境に係る検討結果報告書をご覧ください。

この報告書は、本年5月10日に光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会からご提出いただいたものでございます。

この協議会でございますが、光が丘周辺地域の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を行うために、光が丘周辺地区小・中学校7校のPTAから2名ずつ選出された委員14名と、自治会、公民館長などから選出された委員8名により、平成30年8月に設立されたものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

1、検討の背景からご説明いたします。

光が丘地域におきましては、近年の少子化の進行により、地区内の小・中学校の児童生徒数が減少し、令和4年度に青葉小学校、令和5年度に並木小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生するなど、過小規模校になることが予測されていました。こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が必要であるとの考えの下、同協議会による検討が開始されました。

検討協議会で検討を重ねた結果、第1段階として青葉小学校を閉校すること、第2段階として並木小学校を閉校し、隣接する小学校への学校再編を検討することを取りまとめた検討結果報告書が令和3年5月に教育委員会に提出されました。

教育委員会では、提出された報告書を受け、第1段階として、令和7年4月を目途に青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の3小学校に再編する市の対応方針を令和3年8月に決定しています。その後、検討協議会では、第2段階として並木小学校の学校再編を弥栄小学校に再編する案と、光が丘小学校に再編する案の2つの再編案に基づく検討を開始しました。

次に、2、検討の経過をご説明いたします。

第2段階の並木小学校の学校再編については、令和4年7月から令和6年4月までに検討協議会を9回開催し、検討を重ねてまいりました。

2ページ、3、検討協議会委員の意見をご覧ください。

検討協議会では、2つの再編案について複数の視点から「良いと感じること」と「不安に感じることを」を考察し、比較検討を行うとともに、「不安に感じることを」についての課題解決策の検討を行いました。委員からは通学時の安全確保について、どちらの再編案でも不安に感じることをとして、登下校時の危険箇所に対する意見や見守り隊の担い手確保などに対する意見がありました。

3ページ、教育環境については、弥栄小学校への再編に対して良いと感じることとして、近隣中学校同士の学校規模は同じくらいになる、令和7年度の再編から中学校の通学区域に変更がなく、影響が少ないという意見がありました。また、光が丘小学校への再編には不安に感じることをとして、中学校の就学指定校が変更になる、きょうだいで別々の学校に通学することになるという意見がありました。

4ページ、学校と地域のつながりについては、弥栄小学校への再編に不安に感じることを

として、自治会区域と学区が不一致になるという意見がありました。

次に、4、保護者の意見をご覧ください。

並木小学校の在籍児童の保護者を対象に、2つの再編案について意見聴取を実施いたしました。結果については5ページ、意見のまとめのとおり、弥栄小学校への学校再編の方が良いという回答が最も多い結果になりました。なお、選択した理由については、どちらの再編案についても、通学距離や時間、登下校時の安全面などの通学環境が大半を占める結果になりました。

また、6ページ、検討協議会で作成した弥栄小学校に再編する検討結果について、並木小学校の保護者を対象に説明会を実施いたしました。その結果、意見聴取を反映した結果になっていることに対して好意的な意見をいただいたことや、これまでの取組を学校やPTAを通じて周知をしていただいていたこともあり、出席者の方からの反対意見がなかったことから、おおむねご了承いただけたものと考えております。

次に、5、検討結果（1）意見の総括をご覧ください。

検討委員会では、過小規模校の発生を回避し、望ましい学校環境を実現することや小学校と中学校の通学区域が一致し、効果的な小中一貫教育を展開できる環境を整えることは、光が丘地区の子どもたちの学びや育ちに有益であるとしています。

その上で、学校再編に取り組むに当たっては、学校規模適正化や小中一貫教育の考え方に加え、学校施設の状況や子どもたちの環境変化への対応、通学時の安全確保などに留意し、子どもたちが安心して過ごせる環境整備を進めることが求められると結論づけております。

なお、今回の並木小学校の学校再編に当たっては、保護者への意見聴取の結果、弥栄小学校への学校再編の方が良いとする回答が最も多かったことや、並木小学校の通学区域のほとんどが弥栄中学校の通学区域になっている現状なども踏まえ、再編先の学校を決定する必要があるとしています。

8ページ、（2）再編の方向性につきましては、過小規模校となることが予測されている並木小学校を閉校し、弥栄小学校に再編する。再編した場合の並木小学校の児童の進学先は弥栄中学校とする。通学区域の変更に伴って、通学距離に課題が生じる区域に、指定変更許可区域の設定を検討することを検討協議会として取りまとめました。

以上が報告書の内容になりますが、検討協議会での協議におきましては、子どもたちの学習環境について、光が丘地区としてどうすることが子どもたちにとって良いのか、慎重

に、そして丁寧に、様々な角度から検討いただきました。

こうした思いをしっかり受け止めて、今後、庁内調整を進め、方針決定をする際には、改めて教育委員会にお諮りしたいと考えております。

以上、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について、報告を終わらせていただきます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 並木小学校の保護者への意見聴取で、弥栄小学校への学校再編の方が良いとする回答が最も多くという説明でしたけれども、どれぐらいの割合の方がこちらの方が良いという回答をされたか分かりますか。

○宮澤学務課長 弥栄小学校の方が良いとお答えいただいたのが83%の方でございます。

◎小泉教育長職務代理者 残りの17%の方は弥栄小学校ではなく光が丘小学校に再編した方がいいのではないかという回答ということによろしいでしょうか。

○宮澤学務課長 再編案イの光が丘小学校に行きたいとお答えいただいた方が6%、どちらでも構わないと言われた方が3%、選べないと答えた方が8%でございます。

◎小泉教育長職務代理者 83%が弥栄小学校、6%の方は光が丘小学校ということで、大半の方がそちらの意見の方でまとまったということです。何よりも対象となる方の意向が一番大切だと思いますので、その方向性で検討が進められるのであれば、よろしいかなと感じます。

◎岩田委員 光が丘小学校の通学区域の一部分が陽光台小学校の通学区域になるということで、光が丘小学校から陽光台小学校の学校区になってしまうという方からの反対はなかったのですか。

○宮澤学務課長 おっしゃるとおり、そういったご意見がございます。そのため、学区外からも別の学区に通学することが可能となる制度である指定変更許可区域につきまして、ご検討いただき、こちらも5月10日にご要望をいただいているところでございます。

◎鈴木教育長 資料の図を見ていただくと分かるように、陽光台というのは1丁目から7丁目まで縦に長いので、一番下のところから陽光台小学校に小学校低学年の子が通うのはかなり危ないのではないかというお話もあって、学務課長が説明しましたとおり、現在の光が丘小学校に通っている方については、指定変更許可区域を設定していただきたいということです。ですから今後の教育委員会でその辺の取扱いについても協議いただければと思い

ます。

こうやって見ていただくと、近接して陽光台、光が丘、星が丘、青葉、並木、弥栄と小学校が固まっていますので、人口急増が終わって高齢化すると、かつて2,000人が在籍していた小学校が現在では二百数十人となっております。

◎小泉教育長職務代理者 民意を反映するのが良いかなと思います。

◎鈴木教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件についてはこれで終了させていただきます。

---

#### □公民館長の委嘱について

◎鈴木教育長 次に、日程4、報告第17号、「公民館長の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

○松本生涯学習課長 報告第17号、公民館長の委嘱について、ご説明を申し上げます。

本報告は、公民館長31名のうち、令和6年4月30日をもって15名が任期満了になったことに伴い、後任の公民館長の委嘱をしたものでございます。

委嘱の期間でございますが、令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間でございます。

恐れ入りますが、お手元の報告第17号別紙をご覧ください。

それでは、委嘱をいたしました公民館長について、ご説明いたします。

なお、今回委嘱した15名のうち、再任の方が10名、新任の方が5名となっております。

大沢公民館、大貫勲氏は再任で3期目でございます。

次に、橋本公民館、伊藤孝久氏は再任で3期目でございます。

次に、相原公民館、原田和明氏は新任でございます。原田氏につきましては、元神奈川県立麻溝台高等学校校長の経歴がございます。

次に、小山公民館、星清次氏は再任で2期目でございます。

次に、大野南公民館、島田欣一氏は新任でございます。島田氏につきましては、元公益財団法人相模原市スポーツ協会事務局長などの経歴がございます。

次に、新磯公民館、内田耕一氏は新任でございます。内田氏につきましては、元公益財

団法人相模原市健康福祉財団相模原看護専門学校事務局長などの経歴がございまして、現在は相模原市日中交流協会理事としてご活躍されています。

次に、麻溝公民館、田村光弘氏は新任でございます。田村氏は、元谷戸自治会副会長の経歴がございます。

2 ページ目をご覧ください。

田名公民館、木下英雄氏は新任でございます。木下氏につきましては、元相模原市立清新小学校校長などの経歴がございまして、現在は田名地区青少年健全育成協議会副会長としてご活躍されております。

次に、大野北公民館、小川紳夫氏は再任で3期目でございます。

次に、大野中公民館、大久保宗俊氏は再任で3期目でございます。

次に、星が丘公民館、後藤陽子氏は再任で3期目でございます。

次に、清新公民館、木下泰雄氏は再任で2期目でございます。

次に、中央公民館、岡本和茂氏は再任で3期目でございます。

次に、相模台公民館、長澤敬子氏は再任で3期目でございます。

最後でございますが、大野台公民館、高安祥介氏は再任で3期目でございます。

いずれの方々も社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組める方として、それぞれの公民館運営協議会からご推薦をいただきました。円滑な公民館運営についてご指導ご助言をいただけるものと判断いたしまして、委嘱したものでございます。

以上、報告第17号、公民館長の委嘱についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎岩田委員 委嘱するときの年齢制限や、定年のようなもの、何期までできるのかを教えてください。

○松本生涯学習課長 委嘱に当たりまして、特に年齢の制限というものは設けてございません。任期につきましては、1期が3年で最長3期までということになってございます。

◎岩田委員 1期でも空くと次の期は委嘱できるものなのですか。

○松本生涯学習課長 そのような事例もございます。

◎小泉教育長職務代理者 新任の方に対する研修等はあるのでしょうか。

○松本生涯学習課長 生涯学習課から、公民館のあり方や歴史、役割等についてはご説明を



させていただいております。

また、新任の方に限らず、県や国で実施している公民館長を対象とした研修等もございますので、そういったものに参加していただいたりしております。

◎白石委員 今回は、5名が新任ということなのですが、次の3年後には今3期目の方が8名いらっしゃって、長く勤めていただいた方が任期満了を迎えると思うのですが、今の小泉委員の話にもありましたけれども、研修とかの支援体制ですか、その辺をしっかりとさせていただいて公民館活動が受け継がれるように、生涯学習課としてのご支援をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎平岩委員 今、白石委員がおっしゃったように、次期候補の人たちを育てるような、そういったフォローアップをしていただけた方がいいなと思います。3期目ということではなくても年齢的なものもありますので、次につなげることを意識しておいていただけるとスムーズにいくのではないかと感じております。

○松本生涯学習課長 地域の中でご推薦をいただく形ですので、前任の館長と後任の館長とよくコミュニケーションを取っていただいて、公民館として引き継ぐべきものをきちんとやっていただくということと、我々としても新任の方がスムーズに業務に当たれるようにサポートしてまいりたいと思っております。

◎鈴木教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件については終了させていただきます。

それではここで、前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

4月25日から26日にかけて、関東地区都市教育長協議会の総会に出席いたしました。

それから4月30日に県市町村教育委員会教育長会議に出席して、神奈川県と市町村のいろいろな意見交換をしたのですが、特にこここのところ教員の不祥事が多いということで、全県を挙げて取り組んでいこうということが確認されました。

5月10日は、若手教員による教育現場の改善プロジェクトの立ち上げということで、従来どちらかというとも私も校長会ですとか、管理職の先生の意見を聞いてきたのですが、そうではなく、実際に子どもたちと向き合っている若い先生が今、教育現場をどう捉えて、何が課題になっているのかということを知りたいということで、今年度教育局に設置された調整官の下、プロジェクトを立ち上げました。これについては10月頃に報告を予定しておりますので、ぜひ教育委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思います。

それから5月14日に、人権擁護委員協議会の定時総会、5月15日には、先ほどの報告案件にありました新任の館長を含めた公民館の連絡協議会の総会に出席をさせていただきました。

活動状況等については、以上です。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、6月7日、金曜日、午前9時30分から、この教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は6月7日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については、公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・9:57～10:00)

◎鈴木教育長 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### □相模原市立学校体育館施設使用料条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 日程1、議案第26号、「相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○齋藤スポーツ・文化担当部長 議案第26号、相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、学校体育施設等開放事業におきまして、屋内運動場の空調設備の供用を開始することに伴う使用料の徴収に係る規定の改正及び附属設備の使用料に係る規定の追加について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

それでは、1ページをおめくりください。

議案第26号関係資料、相模原市立学校体育施設使用料条例の改正の概要をご覧ください。

1、改正の内容、(1)使用料の徴収に係る規定の改正(第2条関係)についてでござい

ますが、学校の屋内運動場の空調設備の使用料について、使用の後に徴収することとするものでございます。

(2) 附属設備の使用料に係る規定の追加(別表第5関係)についてでございますが、空調設備の使用料について、1時間につき950円とするものでございます。

2、施行期日でございますが、令和6年7月20日とするものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

◎白石委員 学校開放の時間は大体3時間ぐらいが多いかと思うのですが、例えば体育館を3時間使用するうち、2時間のみ空調設備を使うということもできるのでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 学校開放につきまして、規定では原則2時間という形で1回の使用時間を決めておりますが、3時間使うことも運営委員会の中で決められれば可としている委員会もございます。

3時間の活動時間の中で2時間使用したら、その2時間分の費用を請求するというものになってございます。

◎鈴木教育長 補足をお願いしたいのですが、空調設備を2時間使うと申し出のあった団体の方が、実際に使ったのが2時間を超えていた場合はどのように確認するのですか。

○加藤スポーツ推進課長 空調の機械のスイッチを入れるところに鍵があり、その鍵をスマートキーボックスという開閉を記録できるものを使おうとしております。そのため、スマートキーボックスを開けた時間と閉めた時間で積算しようということで現在取り組んでおります。

◎岩田委員 例えばクーラーを使用して、すぐ寒くなったのでクーラーの使用をやめたという場合にも請求されるということでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 いろいろな議論があったのですが、例え10分の使用であっても、1時間分の請求はさせていただくこととしております。

◎小泉教育長職務代理者 別の施設でエアコンが入っているような体育館と比較すると、この金額は高いのか安いのか、どうなのでしょう。

○加藤スポーツ推進課長 他市で比較をした時に、横浜は学校によって500円から1,000円以上の使用料と聞いております。

町田は、かなり燃費のいい機械を入れているということで、1時間当たり300円という使用料となっております。

また、川崎市については、学校開放にクーラーの使用を認めていないというところがございます。

◎小泉教育長職務代理者 市内の学校の体育館ぐらいの規模でエアコンが入っているもので市民の方が利用できる場所との比較というのはどうなのですか。そういうものでお金を徴収している場所がまずあるのかということと、もしそうであればその比較はどうなのでしょう。

○加藤スポーツ推進課長 市内体育施設との比較というのは行っておりません。

○河崎教育局長 全ての施設を確認しているわけではないですが、基本的に使用料ですとか手数料は条例で定めております。

貸館の業務に当たって、ランニングコストは空調設備の使用も含めて使用料、手数料を設定しておりますので、空調代だけ別途請求するということは条例上ないものと考えています。

なので、先ほどスポーツ推進課長がご答弁申し上げましたとおり、他の施設との比較は難しいのですが、こちらの使用料につきましては、3年に一度、全庁的に使用料、手数料の見直しを行う中で、今の原油高の状況がこれ以上続くのか続かないのかということなかなか先行きが見えないところもございますが、必要に応じて料金の上げ下げの対応をさせていただきたいと考えています。

◎白石委員 この条例は、令和6年7月20日から施行するという事なので、それ以前については、空調設備は使えないという理解でよろしかったでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 おっしゃるとおりでございます。

なお、施行日である7月20日というのが、スマートキーボックス等の機器をそろえる準備期間ということで、設定したものでございます。

◎白石委員 これは、いわゆる冷房も暖房も効く空調設備ですか。

○加藤スポーツ推進課長 機器としては冷房も暖房も使えるのですが、施設利用者が使用できるのは冷房のみということで想定しております。

◎白石委員 冬に暖房をつけた場合はどうなるのでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 暖房はつけないでいただくということでお願いしています。

◎白石委員 気になるのは、学校を開放して、体育施設の使用料自体は無料ですが、空調設

備にはお金がかかるということで、利用者からすると我慢しようかとか、そういう気持ちになったりするのかなと思いました。結構高齢の方とかも使用しているので気になる場所です。

学校開放だけは使用料をいただいていない状況だと思うのですが、その辺について、今後の見通しとか展開はどのような方向で検討しているか教えていただけますでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 以前より学校開放のあり方検討を進めておりますが、いろいろな課題がございます、現在その課題を1つずつ、どのような方向性を持って対応していくかというところを検討している最中でございます。

また、今後につきましては、先ほどもお伝えしたとおり、受益者負担のあり方の中で、どのように電気料金の使用料というのを徴収していくかということは検討していきたいと思っております。

◎平岩委員 この950円という金額が、きちんと根拠があって算出されたものであることは理解しました。

その中で、私は徴収することについては賛成をいたします。ただ、金額の感覚的なものところを知りたいのですが、ナイター設備等の使用料を教えてください。

○加藤スポーツ推進課長 学校の照明の種類によって違うものにはなりますが、A照明、B照明、C照明という3種類の照明がございます、A照明が900円、B照明が800円、C照明が400円となっております。

◎岩田委員 もちろん、反対するものではないのですが、さっき白石委員が高齢者の使う方が多いとおっしゃったので、モニタリングが必要と感じました。1時間950円であれば使用を控えるみたいになつたりしていないか、丁寧に見ていった方がいいのかなと思います。

◎鈴木教育長 電気代は学校の予算から出すこととなります。ですから、その受益者の負担のあり方、特定の方が冷房の恩恵を受けるという根本のところの議論はやっぱり必要かなという感じはしますが、その辺で年齢で分けるのがいいのか、市の行政サービスを無償でどこまでやるのかということにも関わりますので。

◎岩田委員 ご高齢の方だけではなくて、節電によってどのぐらい利用率が下がるのか、変わらないのかも少しモニタリングできるといいのかなと思います。

◎鈴木教育長 今回は初めての導入ですし、その辺を確認することはできますか。

○加藤スポーツ推進課長 現在、具体的なモニタリング等の内容の検討というのは行ってないところではございますが、今いただいたご意見も踏まえまして、やはり高齢者の方ですとか、学校開放を利用させていただいている団体については、子どもから高齢者まで様々な方がいらっしゃいます。そういった中で、どのような利用状況になっていくかというところを今後検討し、受益者負担のあり方について考えていきたいと思えます。

◎宇田川委員 使用料は団体として支払うのだと思いますが、1つの団体の平均人数はどのくらいでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 使用料の徴収を予定している団体数は76団体でございます。実際の人数は把握しておりませんが、申請書等々を見ていると大体20人前後が多いと思えます。

◎鈴木教育長 76団体というのは、今回該当の小中学校6校で76団体ということなのか。

○加藤スポーツ推進課長 6校で76団体となっております。

◎白石委員 今のお話と関連した話になってしまうかもしれませんが、小・中学生は総合体育館の利用料が無料になっていて、個人開放時には大勢来ているようで、今まで使っていた方が使えないような状況になっているみたいなのですね。

その辺の個人利用者がどのように変化しているかというのも追って行っていただきたいなと思えますので、よろしくをお願いします。

◎鈴木教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第26号、「相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

---

#### □令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第1号)について

◎鈴木教育長 次に、日程2、議案第27号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第1号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○沖本教育総務室長 それでは、議案第27号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市

長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案 27 号別紙、令和 6 年度相模原市一般会計補正予算(第 1 号)教育委員会所掌分の 6 ページ及び 7 ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明いたします。

款 50 教育費ですが、補正前の歳出予算額 558 億 6,436 万円から 298 万円を増額し、計 558 億 6,734 万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明いたします。

款 50 教育費、項 10 小学校費、目 5 学校管理費及び項 15 中学校費、目 5 学校管理費の説明欄 1、小学校維持管理費及び中学校維持管理費ですが、学校体育施設等開放事業における屋内運動場の空調設備使用に係る経費を増額するものです。

次に、関連する歳入につきましてご説明いたします。2 ページにお戻りください。

款 50 使用料及び手数料、項 5 使用料、目 5 総務使用料ですが、空調設備使用分の経費につきまして、学校体育施設使用料を見込むものです。

以上で、議案第 27 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

私から質問よろしいでしょうか。

全体として何時間を見積もっているのですか。

○加藤スポーツ推進課長 1 校当たりの小学校費は 730 時間、中学校費は 316 時間で見込んでおります。

◎小泉教育長職務代理者 関連して、小学校 3 校、中学校 3 校で、小学校の方が時間が多いのは活動時間が多いといえますか、何か団体が多いのか、そういう理由でしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 中学校は部活動にかかる時間というのを差し引いて計算をいたしました。小学校の方が部活動にかかる時間が学校開放に充てられるということで、小学校と中学校における時間数の差になっております。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第 27 号、「令和 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 1 号)について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長　ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

□閉　　会

午前10時25分　閉会